

## 学校健診医師報酬に係る源泉徴収税額の算出誤りについて

学校健診医師の報酬に係る源泉徴収税額について、平成 28 年 1 月から令和 5 年 3 月までの間、本来徴収すべき額よりも過少に算出し、徴収していたことが判明しました。

算出に誤りのあった方には、ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底いたします。

### 1 発覚経緯

- 令和 5 年 6 月 9 日（金）  
学校健診医師の報酬を所管する学校保健体育課の支払業務において、令和 5 年 6 月支払分の出務報酬に関する支払いの決裁過程で源泉徴収税額の誤りが発見されました。
- 令和 5 年 6 月 10 日（土）～令和 5 年 6 月 18 日（日）
  - ・原因調査を行った結果、学校健診医師の報酬等の支払いに使用している健康管理システム（以下「システム」）内の源泉徴収税額表（以下「税額表」）について、平成 28 年 1 月以降の税額改正が反映されていませんでした。
  - ・システムを管理する健康医療政策課において、税額表の変更があった平成 28 年 1 月から令和 5 年 5 月までの全件調査（計 47,179 件）を実施しました。
  - ・全件調査の結果、税額改正の影響を受ける学校健診業務 390 件（学校健診出務医師 52 名）の報酬について、源泉徴収税額を過少に算出していたことが判明しました。

### <源泉徴収不足の状況>

- ・対象件数：390 件（対象実人数 52 人（医師））

|       | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 対象件数  | 24 件 | 35 件 | 33 件 | 32 件 | 88 件 | 84 件 | 53 件 | 41 件 |
| 対象実人数 | 21 人 | 23 人 | 24 人 | 23 人 | 44 人 | 44 人 | 15 人 | 41 人 |

- ・徴収不足税総額：1,318,744 円

|     | 徴収不足税額    |
|-----|-----------|
| H28 | 49,700 円  |
| H29 | 127,200 円 |
| H30 | 127,200 円 |
| R1  | 116,000 円 |
| R2  | 283,348 円 |
| R3  | 293,048 円 |
| R4  | 121,000 円 |
| R5  | 201,248 円 |

## 2 原因

- ・システムに登録している税額表について、本来、職員が毎年 12 月に税額改正の有無を確認し、必要に応じてシステム内の税額表を更新すべきところ、それができておらず、税額改正のあった平成 28 年、平成 29 年、令和 2 年の税額表がシステムに反映されていなかったこと。
- ・支払いに関する決裁過程において、源泉徴収税額の確認が不十分であったこと。

## 3 対応状況

- ・令和 5 年 6 月 23 日（金）、システム内の税額表を更新しました。
- ・令和 5 年 6 月 29 日（木）、源泉徴収税額の過少算出に伴い、必要となる本市の対応を堺税務署に相談し、390 件のうち時効経過分を除く計 324 件について、過少算出による納付不足分等の納付が必要と判明しました。
- ・令和 5 年 7 月 24 日（月）、本市から対象者に対し電話連絡を行い、謝罪と説明に伺う日時の調整を始めました。
- ・令和 5 年 7 月 28 日（金）、本市から納付不足額 1,121,044 円を一時的に立て替えて納付しました。
- ・令和 5 年 8 月 25 日（金）、全ての対象者に対して謝罪と説明を行い、不足分の納付依頼を終えました。
- ・今後、堺税務署が算出した不納付加算税及び延滞税 42,800 円を市負担として納付予定です。
- ・納付確認後、算出誤りのあった方に対し修正した源泉徴収票を送付します。

## 4 再発防止策

- ・毎年 12 月に税額改正の有無の確認を徹底するよう、システムに係るマニュアルに明記し、税額改正があった場合はシステム内の税額表を漏れなく更新するよう徹底いたします。
- ・支払いに関する決裁過程における源泉徴収税額の確認を徹底いたします。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 問<br>い<br>合<br>わ<br>せ<br>先 | (健康管理システムに関すること)   |
|                            | 担 当 課：健康福祉局 健康部 健康医療政策課<br>電 話：072-248-6004<br>ファックス：072-228-7943      |
|                            | (学校健診医師に関すること)   |
|                            | 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課<br>電 話：072-340-0316<br>ファックス：072-228-7421 |